

○国立大学法人埼玉大学監査室規程

〔平成22年3月29日〕
規則第15号
改正 平成27. 3.26 26規則131

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学学則第13条の3第2項の規定に基づき、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）の監査室について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 監査室は、学長の命により、本学における事務事業の監査を行い、当該事業の改善及び合理化等に資することを目的とする。

(組織)

第3条 監査室は、次に掲げる事務職員で組織する。

- (1) 室長
- (2) 室員

(室長)

第4条 室長は、学長の命を受けて、監査室の業務を掌理する。

(室員)

第5条 室員は、上司の命を受けて、監査室の業務を処理する。

(業務)

第6条 監査室においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 国立大学法人埼玉大学内部監査規則に定める内部監査に関すること。
- (2) 監事監査の補助業務に関すること。
- (3) 監事及び会計監査人の行う監査に係る連絡調整に関すること。
- (4) 会計検査院の行う会計検査に係る連絡調整に関すること。
- (5) その他所掌事務に係る調査及び報告に関すること。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 3.26 26規則131）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。